**平成31年度高知県漁業指導通信事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県漁業指導通信事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条 県は、高知県船籍の漁船に対し安全操業及び漁業経営の安定を図るため、適切な気象警報、航行警報、射撃訓練、海難事故等の操業・航行の安全に資する情報及び漁業生産活動に関する情報を提供し、これに類する無線交信を円滑に実行する漁業指導用無線通信業務（海岸局）の運営を支援することを目的として、第４条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第３条　前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）所属船の操業円滑化及び漁獲の向上に関する通信

（２）海難防止の警報通報、気象情報通報等の安全通信

（３）操業安全及び漁業指導通信

（４）夜間も含めた24時間安全確保のための通信

（５）前各号に掲げるもののほか、公益上必要と認められる通信

（６）無線機器の整備及び管理

（補助事業者）

第４条　補助事業者は、国内外で操業している高知県船籍船に対して漁業指導用無線通信業務を行っている「高知県無線漁業協同組合」とする。

（補助対象経費及び補助率）

第５条　補助対象経費及び補助率は下表のとおりとし、予算の範囲内で補助する。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | 補助対象経費項目 | 補助率 |
| 　人　件　費 | １人件費（１）役員報酬 （２）給与手当 （３）法定福利費 （４）厚生費 （５）退職給付費用  | 補助対象経費の50％以内 |
| 事業管理費　 及び無線事業支出 | ２事業管理費（１）通信費 （２）旅費交通費 （３）保険料 （４）水道光熱費 ３無線事業支出（１）無線検査費 （２）無線経費 （３）無線機械材料費（４）無線機械修繕費 | 補助対象経費の50％以内 |

（補助金交付の申請）

第６条 規則第３条第１項の申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式とし、県税事務所が発行する納税証明書とともに知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第７条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(１)暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。

(２)暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３)その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。

(４)暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５)暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき

(６)暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７)いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８)業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９)その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10)その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(11)県税を滞納しているとき。

２　知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助の条件）

第８条 第２条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第２号様式による変更申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、第５条に定める補助対象経費項目の30パーセント以内の変更で同等の事業を行う場合は、この限りでない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は別記第３号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

（３）知事は、必要があると認めたときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実施調査をすることができるものとすること。また、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（４）補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（５）補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第２条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（７）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（８）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（９）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（実績報告等）

第９条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第４号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

２ 補助事業者は、前条第９号ただし書の規定により交付申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、前条第９号ただし書の規定により交付申請をした場合であって、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第５号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、四半期ごとに５回（４―四半期は２回）の実績に基づく金額を概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第６号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第11条　事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第12条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

 附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の規定は同年３月29日から施行する。

（補助金交付の申請）

２　第６条に規定する申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

（失効期限等）

３　この要綱は、平成32年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第８条第５号から第８号まで、第９条第３項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。